

職員の内年齢別構成の是正は？

問 第4次行財政改革において職員の内年齢別構成の是正は？

み、平成27年4月までに148人にする目標を掲げ、勸奨退職、早期退職の推進、新規採用の抑制をしてきたが、今年度の職員採用予定者は、民間経験者12名、新卒者5名、合計17名と、条例定数165名の約一割超の方が採用されたと聞いております。今までの行財政改革は何であったのか大変疑問であるとの声が多く聞かれています。

昨年8月の全員協議会で年齢別職員数が示され、26歳～36歳の年齢層は技術系5名、一般職男子4名で、一人も職員がいない年も数年あり、「ひずみ」が生じています。これが、4月採用の予定者17名で解消できたのか。また、今後も新卒者及び民間経験者の採用計画はあるのか。

答 (額部秘書室長)

町職員の年代別構成は、50歳以上は53名、40歳から49歳は36名、30歳から39歳は28名、29歳以下は35名という状況です。なかでも26歳から36歳の年代は11年間の間で、男性一般職がわずか4名です。この要因は、行財政改革や合併問題などにより採用を抑制したことと見られます。今後7年間で48名が退職の見込みでありまして、職員の約三分の一が入れ替わることとなります。

年代別の職員構成に「ばらつき」がみられ、各年代間の職員数の平準化が早急に必要だと考えたところと見られます。

このような状況の中、平成25年度には26歳から36歳までの職員を補充する目的で、民間業者等で職務経験が3年以上継続してある方で、企業等で培われた経験、知識を八百津町で活かそうという意欲のある方を募集しましたところ、町内外から大勢の方に応募いただき、試験の結果、12名の民間経験者を採用することになりました。その他新卒枠で5名(うち保育士2名)を採用し、併せて17名を採用することといたしました。この結果、各年代間の職員数の「ばらつき」は概ね解消され、将来の行政事務に備える体制ができたと思えます。

次年度以降の新卒者及び民間経験者の採用計画は、できるだけ各年代間の採用数に開きがないよう、3名から4名を平均して採用していくと考えております。土木、建築部門等における専門技術者も今後採用が必要となつてまいりますが、民間経験者を含め、状況を見ながら判断してまいりたいと思えます。

Q1 鳥獣被害防止対策について

被害の現状と今後の対策は？

問 八百津町の各地で、農作物などに多大な鳥獣被害が出ており、年々、広域化、深刻化している。そこで次の4項目について伺う。

1 鳥獣被害の現状認識について、被害の現状と実態をどの程度把握し、その被害防止対策の効果と今後の課題について。
2 「鳥獣被害防止計画」における具体的な取り組みについて。
3 捕獲後の処分方法について。
4 行政と猟友会及び農業団体並びに農業者との連携強化や、狩猟免許保有者の育成等について。

答 (田口産業課長)

被害状況は、毎年自治会長さんや改良組合長さんからの聞き取りにより、把握してまい

平成23年度は合計で、被害面正679a、被害重量20,737kg、被害金額4,346千円となっております。平成24年度のとりまとめはまだですが、有害鳥獣駆除実績からみて、同等以上の被害があったものと推測しております。

次に、現在の防止策について、個体数を増やさないように駆除することが一番の対策だと考え

ており、これに対する助成金を交付しております。平成24年度の有害鳥獣捕獲実績は、イノシシ45頭などで、助成金の合計は、7,585千円となりました。

また、イノシシ用の電気柵柵及びサル用ネットの設置に関する助成も行っており、平成23年度は41件673,600円、平成24年度は23件362,400円を交付しております。さらにイノシシ捕獲用の檻を町内各地区に20基を貸し出すとともに、小動物用の檻も15基購入し貸し出しております。

新年度予算においても、イノシシ捕獲用の檻を5基購入するよう計画しております。

平成23年度から平成25年度の3年間を期間とする鳥獣被害防止計画に基づき、事業を実施してまいりましたが、国の鳥獣被害防止総合対策事業や鳥獣被害防止計画を見直しています。具体的には、地域協議会の設置や捕獲計画数再設定等について県と協議中であり、県の審査が済み次第計画を実行に移したいと考えております。国では平成24年度の補正予算により緊急捕獲事業で30万頭の捕獲枠ができましたので、当町にも相当の割り当てがあるものと思っております。

次に、有害鳥獣捕獲後の処分方法については、有害鳥獣捕獲の許可条件として、捕獲現場か

らの持ち帰りと、焼却又は埋設処分を指示していますが、捕獲されたイノシシなどの有効利用を考えると、食肉として流通させることも検討していかねばならないと考えています。しかし、食肉として流通させるには、法令に基づき食肉処理業、食肉販売業の許可が必要となります。

猟友会との連携強化については、現在八百津町猟友会に有害鳥獣の捕獲を委託しており、63万円を委託料として予算計上しております。平成23年度では延べ21回228日の出役をいただきました。ただし、猟銃所有者の高齢化による減少が危惧されるため、

将来は、鳥獣被害防止特別措置法による鳥獣被害対策実施隊を設置することも検討中であり、この鳥獣被害対策実施隊とは、市町村が指名又は任命する鳥獣捕獲員で組織され、報酬の支払いや公務災害補償の対象とすることが定められています。

いずれにいたしましても、行政が行う被害防止対策には限度があり、農業者の皆様にも自己防衛をしていただかなければなりません。官民一体となって鳥獣被害対策を進めてまいります。

問 被害防止対策は、捕獲や防衛が主なものですが、具体的に次の4項目について伺う。1 檻の購入と貸し出しを増やせないか。